国立大学法人東京学芸大学継続雇用職員就業規則

平成18年７月６日
規　則　第　１５号
改正（施行）平21則16(21．4．1)
平25則11(25．4．1)

（趣旨）

第１条　この就業規則は，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）に基づき，国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）が行う附属学校教員及び事務系職員の継続雇用制度により再雇用される職員の就業に関して必要な事項を定める。

（身分及び名称）

第２条　継続雇用制度により再雇用される者（以下「継続雇用者」という。）は，国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）第３条に規定する非常勤講師及び国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第28号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第３条に規定する非常勤職員（時間雇用職員に限る。）とする。

２　継続雇用者の名称は，非常勤講師として雇用される者にあっては，継続雇用非常勤講師，非常勤職員として雇用される者にあっては，継続雇用非常勤職員とする。

（採用）

第３条　継続雇用者の採用は，選考により行う。

（第４条　削除）

（雇用期間）

第５条　継続雇用者の雇用期間は，12月の範囲内で定めることとする。

（雇用期間の更新）

第６条　継続雇用者は，次の区分に従い，当該区分に掲げる年齢に達する年度の末日までの範囲内で,別に定めるところにより,雇用期間を更新することができる。

(1) 昭和20年４月２日から昭和22年４月１日までの間に生まれた者　63歳

(2) 昭和22年４月２日から昭和24年４月１日までの間に生まれた者　64歳

(3) 昭和24年４月２日以降に生まれた者　65歳

（給与）

第７条　継続雇用者の時間給の決定方法及び単価は，次のとおりとする。

(1) 継続雇用非常勤講師の時間給は，非常勤講師就業規則別表１（第19条関係）に掲げる附属学校担当講師に係る時間単価とする。

(2) 継続雇用非常勤職員の時間給は，国立大学法人東京学芸大学定年退職等再雇用職員給与規則（平成16年規則第23号）別表第１（第３条関係）一般職俸給表（一）の職務の級の２級に掲げる俸給月額に基づき算出することとし，計算式は次のとおりとする。なお，定年退職時に一般職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受けていた者の時間給は，一般職俸給表（一）職務の級の２級に掲げる俸給月額との均衡を考慮した俸給月額に基づき算出するものとする。

計算式　（俸給月額＋地域手当）×12／52×38.75

（通勤手当）

第８条　継続雇用者の通勤手当は，次の各号の定めるところによる。

(1) 継続雇用非常勤講師には，その者が負担する通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。ただし，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。

(2) 継続雇用非常勤職員には，非常勤職員就業規則第24条第３項の規定にかかわらず，その者が負担する通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。ただし，徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。

（勤務時間等）

第９条　継続雇用者の勤務時間等は，次の各号の定めるところによる。

(1) 継続雇用非常勤講師の勤務時間は，１日につき７時間45分以内，原則として１週間につき20時間以内（雇用期間中1,040時間以内）とし，勤務時間及び休憩時間は，学長が個別に定める。

(2) 継続雇用非常勤職員の勤務時間は，１日につき７時間45分以内，１週間につき35時間以内とし，勤務時間及び休憩時間は，学長が個別に定める。

（休日及び休暇等）

第１０条　継続雇用者の休日及び休暇等は，非常勤職員就業規則の定めるところによる。

（雑則）

第１１条　この就業規則に定めのない事項については，非常勤講師就業規則及び非常勤職員就業規則の定めるところによる。

附　則

１　この就業規則は，平成18年７月６日から施行する。

２　この就業規則施行の際，現に本学継続雇用者である者は，この就業規則により採用されたものとみなす。

３　国立大学法人東京学芸大学継続雇用制度による再雇用の実施に関する要項（平成18年２月27日制定）は，廃止する。